

家族信託の基礎知識

「家族信託」という仕組みをご存知でしょうか？ 2007年に信託法が改正され、従来はとても煩雑な手続きが必要だった「信託」という仕組みを、誰もが簡単に利用できるようになりました。高齢期の親のために、自分の老後のために、家族信託について学んでみましょう。

監修：一般社団法人家族信託普及協会

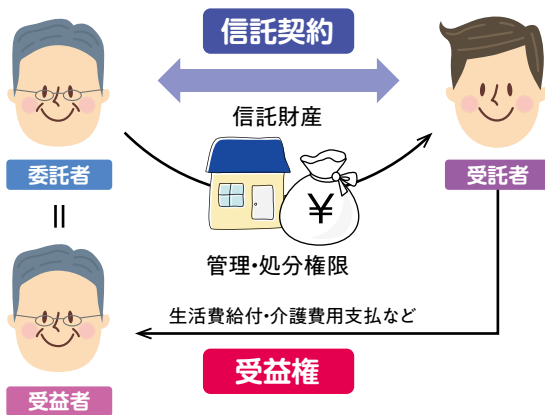
家族信託とは？

家族信託とは、元気なうちから、自分の財産の管理や処分権限を子供などの信託できる人に託すという財産管理の仕組みです。

例えば、「預金口座から生活費を下ろし、適切に支払ってほしい」「貸駐車場管理・運営を任せたい」等、委任することを具体的に決めて、両者で「信託契約」を交わします。資産を託された人(受託者・子供)は、契約書に定められた範囲内で資産の管理・運用を

委託者兼受益者(親)のためにを行います。財産が譲渡されたわけではなく、財産の持ち主は親のままです。このように、あらかじめ財産の管理や処分権限を子供などに託しておくことで、万が一、認知症を発症しても資産が凍結されず、適切な管理・処分を行ってもらうことが可能になります。

老後の不安点や希望、その対処方法を家族で検討して、「この形で、お前に頼んだよ」「しっかり面倒をみますから、安心してください」と親子で握手を交わすのが、家族信託という仕組みといえます。



ポイント

- ① 家族信託は、財産を託す人(委託者)と託される人(受託者)の間で「契約」を交わす必要があります。契約当事者に**意思判断能力がある間に契約を交わしておく**必要があります。
- ② 財産の持ち主は親世代のまま、財産の管理や処分をあらかじめ信託しておくことで、万が一、親が認知症を発症しても、資産が凍結されずに済みます。